

2014年11月26日

大阪府知事
松井 一郎 様

大阪府労働組合連合会
執行委員長 一ノ瀬英剛



「配偶者同行休業制度」の導入提案に係る府労連の態度について

11月14日府当局は府労連に対し、「配偶者同行休業制度」について提案を行った。

同休業制度に関しては、府労連夏季要求及び秋季年末要求においてその早期の導入と、休業の趣旨から休業理由・対象者の拡大をあわせて求めてきたところである。

今回の提案は、基本的に国制度に準拠するものであり、府労連は早期制度導入を求めてきた経過もあり、提案内容に基づく導入を了解し交渉を終了する。

しかし、府労連がこの間指摘してきた次の事項については、今後とも制度拡充を求めていく。

- ① 制度創設の目的が「有意な職員の継続的な勤務を促進するため」のものであるなら、外国に限らず、配偶者の国内の遠隔地への転勤による離職防止策となることから、国内転勤についても必要な対策が講じられるべきである。
- ② この制度が両立支援策の一環としての離職防止策であることを踏まえるならば、家族介護のために離職を余儀なくされる職員も少なからず存在していることから、現行介護休業制度について、より長期の介護が可能となるよう、休業制度総体の枠組みを整備する必要がある。